

第 2 章 第 1 次経営改革プランの成果及び課題

1 第1次プランの策定の経緯と推進会議

平成24年度、長野県の「外郭団体等検討委員会」における検討の結果、長野県出資等外郭団体「改革基本方針」が「団体のあり方の検討（引き続き経営改善の推進）」に改訂され、平成25年度には、この方針に基づき「林業公社経営専門委員会」（以下「専門委員会」という。）による検討が実施されました。

この委員会による最終報告を受け、県は平成25年12月に県出資等外郭団体「改革基本方針」を改訂し、長期的な視点で公社を存続した上で「徹底した経営改革の推進」を図ることとしました。

公社では、この方針を踏まえ、平成26～32（2014～2020）年度の7年間で公社組織を改革し、企業的感觉を持って経営改革を進めるための「経営改革プラン」を平成26年5月に策定するとともに、毎年度、取組状況の進捗管理と成果の検証を行うことにしました。

このため、公社では、平成27年4月に「林業公社経営改革プラン推進会議」を設置し、専門家で構成された委員による客観的な検証・評価や今後のプランの実行確保方策やその進め方等について毎年検証しています。

なお、平成29年度は、プランの中間年に当たったことから、前半の取組に対する検証を行いました。

これらの検証結果は、毎年の理事会、総会で報告するとともに、公社ホームページで公表しています。



林業公社経営改革プラン推進会議

公益社団法人 長野県林業公社「経営改革プラン」 平成30年度の実施状況 (平成31年3月末現在)											
I 組織の改革											
プロパー職員を主体とした企業的な経営感覚を持った公社に改革します。											
1 プロパー職員の採用、育成											
【計画】プロパー職員を主体とした公社に向け、新規職員の採用と若手職員の育成を進めます。											
新規職員の配置計画 (単位: 名)											
区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	2019	2020	増減		
プロパー職員	5	4	5	5	5	5	6/7	7	2	2	
うち新規採用			2	1	1		1/2	1/0	6		
常務職員	6	6	5	5	5	4	3	2	△4		
専任職員	6	7	7	7	7	7	6	5	△1		
計	17	17	17	17	17	16	18/18	14	△3		
【実績】平成30年度は計画どおり、常務職員1名を削減しました。 また、若手職員について、研修会や協議・結果に満足な関係研修を準備し、進めました。											
実施状況を公社ホームページで公開											

2 第1次プランの成果と課題・問題点

I 組織の改革

「現地の状況等をきめ細やかに把握しているプロパー職員が存在する公社が引き続き経営を担う方が、森林の諸機能や森林資産の価値を高めるうえでより効果的」という「林業公社経営専門委員会」の報告を受け、プロパー職員を主体とした企業的な経営感覚を持った公社に改革します。

(1) 職員の新規採用

【計画】

- ・平成32年度までに6名のプロパー職員を順次採用し現状より2名増員します。

【成果】

- ・計画通り6名の新規職員を採用しました。(令和元年度末に1名退職したため、欠員1名。令和3年度新規採用)

【課題、問題点】

- ・プロパー職員については、若返りが図られた一方、年齢構成は不均衡で管理職(課長以上)の該当者がいない状況です。
- ・熟練プロパー職員の退職により、現場状況に精通した職員が不足しています。

課題の解決に向けた第2次プランの取組 …第3章Ⅱ-⑦(P34)

(2) 県派遣職員の削減

【計画】

- ・県からの派遣職員6名を段階的に削減し、令和2年度には2名として、プロパー職員主体の企業的な経営感覚をもった組織に改革します。

【成果】

- ・計画通り県派遣職員を4名削減しました。

【課題、問題点】

- ・若手プロパー職員の知識や技能は、成長途上であり、また、新たな事業を受託したことにより業務が増え、職員の負担が増大しています。

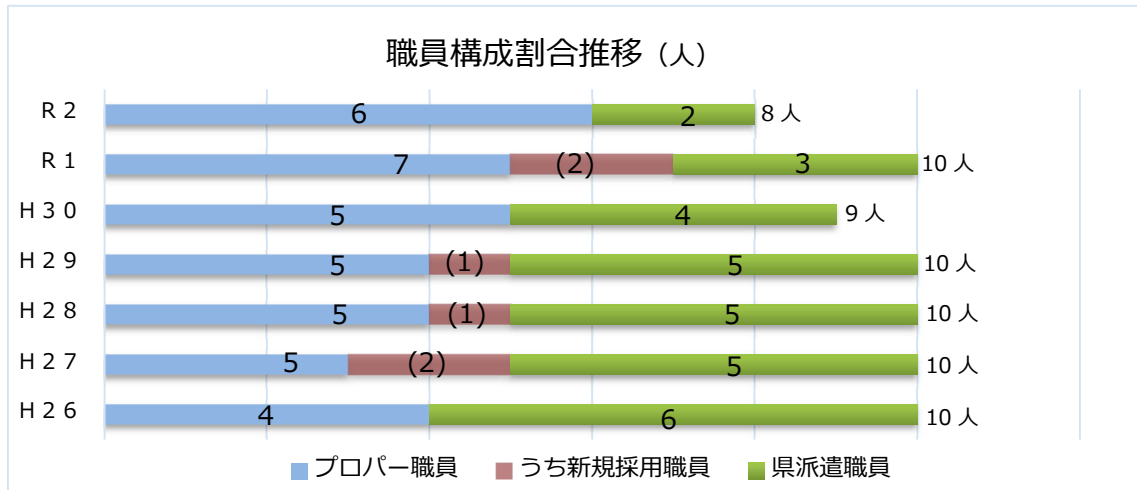
課題の解決に向けた第2次プランの取組 …第3章Ⅱ-⑦(P34)、Ⅱ-⑧(P35)

採用、削減の状況

(単位：人)

区 分		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2
プロパー職員	計画	5	4	5	5	5	5	6	7
	実績	5	4	5	5	5	5	7	6
	うち新規採用	計画		2	1	1		1	1
		実績		2	1	1		2	
県派遣職員	計画	6	6	5	5	5	4	3	2
	実績	6	6	5	5	5	4	3	2
計	計画	11	10	10	10	10	9	9	9
	実績	11	10	10	10	10	9	10	8

※ プロパー職員について、令和元年度は1名前倒しで採用、令和2年度は1名退職による欠員



(3) 若手職員の育成

【計画】

- ・ 短期間に職員の入れ替わりが生じ、若手プロパー職員の育成を図ることが急務となることから、国、県、民間等が実施する各種研修会等を積極的に受講し、職員の資質の向上を図り、将来的には、林業技士等の公的資格を所持する民有林管理のリーダー格を目指します。

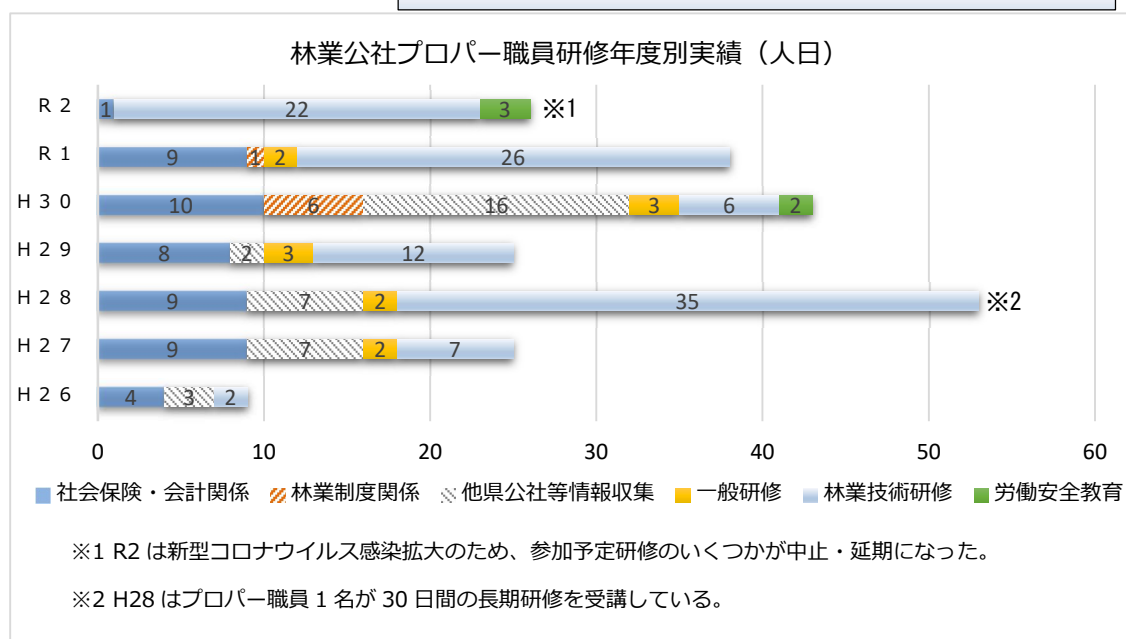
【成果】

- ・ 若手職員の育成として、国、県、民間が主催する業務に必要な各種研修の受講に取り組みました。
- ・ 公社内で OJT 研修を定期的に行い、職員のスキルアップに努めました。

【課題、問題点】

- ・ 新たな受託事業の展開に向け、林業技士等の公的資格の取得を急ぐ必要があります。

課題の解決に向けた第2次プランの取組 …第3章Ⅱ-⑦(P34)





路網技術研修の受講



スマート精密林業現地研修会

(4) 職員給与の見直し

【計画】

- ・ 業務内容が類似した民間企業等の給与水準を参考に給与規定を見直し、低コスト経営への転換を図ります。

【成果】

- ・ 平成 27 年 4 月 1 日から業務内容が類似した民間企業等の給与水準を参考にした新たな給与体系を適用しています。これにより生涯賃金で約 1 割の削減効果があります。

Ⅱ 事業の改革

経営改革を行っていくうえで重要な、社営林の精緻な調査・分析による施業地カルテを作成し、徹底した低コスト経営を継続して実施していくための社営林の管理方針や事業執行方法等の見直し等を行い、合理的な社営林の管理を確立します。

(1) 社営林の管理方針の見直し

① 施業地カルテの作成

【計画】

- ・ 社営林の育成を主体に進めてきた管理事業から、主伐を見据えた管理事業に移行するために、平成 26～28 年度の 3 年間で、経営という視点から契約地の精緻な分析を行い、「施業地カルテ」を作成します。

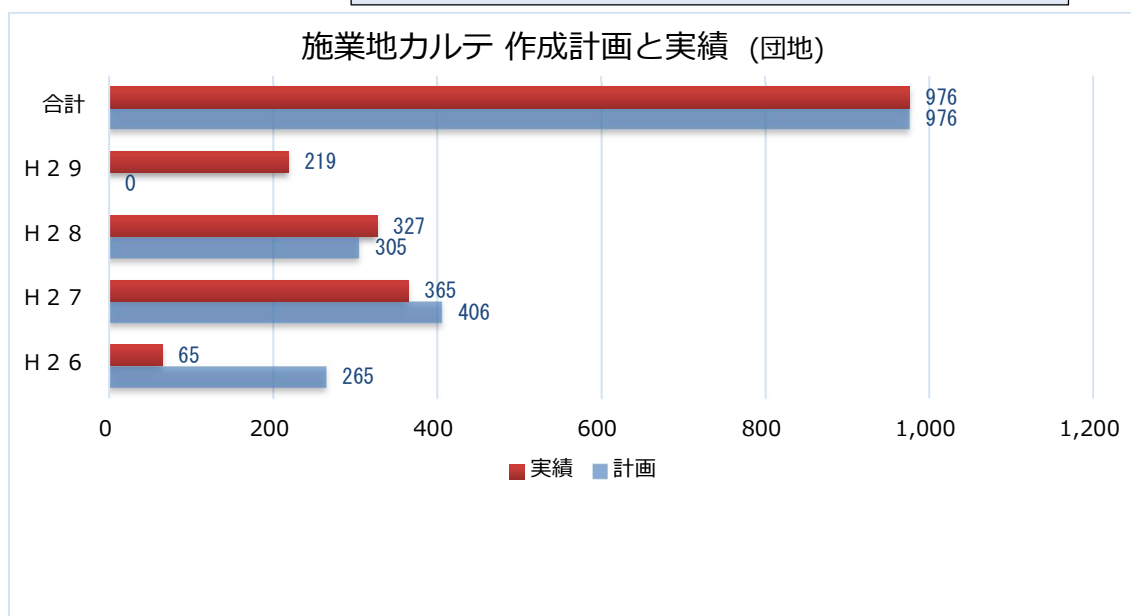
【成果】

- ・ 平成 26 年度から平成 29 年 6 月までに対象となる 976 団地全てのカルテを作成しました。
- ・ 施業地カルテを基に契約解除候補地を抽出するとともに、長期事業計画の作成や長期収支の予測を行いました。
- ・ 施業地カルテに基づき、経営面積 14,652ha のうち、植栽後に広葉樹が主体となってしまった林分を除いた 11,593ha を長期収支予測等における対象面積としました。

【課題、問題点】

- ・ 根曲がりや枝の枯れ上がり、林内に残された古い作業道など施業地カルテでは調査していない項目があります。このため、現地調査や最新の ICT 技術を活用し、施業地カルテの補完を行っていく必要があります。

課題の解決に向けた第2次プランの取組 …第3章 I -①(P28)



② 森林GISの導入

【計画】

- ・ 森林GISを導入し、従来、業務ごとに管理していた契約内容や台帳、調査データ等に加え、森林情報まで一元的に管理し、必要な情報を職員が共有する等、情報を効率的に活用することで、管理コストの低減を図ります。

【成果】

- ・ 平成26年に基本システム（位置情報、森林簿情報）を導入し、森林整備事業の発注や設計、森林経営計画の資料作成等に活用しています。

【課題・問題点】

- ・ 今後は、ドローンで撮影されたオルソ画像と連動するなど、より実践的な活用方法が求められます。

課題の解決に向けた第2次プランの取組 …第3章 I -⑤(P32)

③ 長期事業計画（長期収支予測）の作成

【計画】

- ・ 上述の「施業地カルテ」を基に、平成29年度に社営林の施業方針や伐採計画等を記載した長期事業計画を作成し、長期収支の予測を行います。

- ・ 契約期間の満了に伴う主伐については、伐採面積の平準化や、森林の公益的機能への影響を考慮した伐採方法、有利な施策の導入等を検討していきます。

【成果】

- ・ 平成 29 年度に、施業地カルテを基に令和 58（2076）年度までの長期事業計画を作成し、この計画に基づき長期収支予測の試算を行いました。
- ・ この試算では、令和 58（2076）年度の債務残高は 116 億円と前回(平成 24 年度)の予測に比べ 9 億円の増加となりました。

④ 経営不適地の取扱い（契約解除計画）

【計画】

- ・ 施業地カルテにおいて、経営不適当と評価された契約地については、取扱基準を作成した上で、平成 28 年度に経営不適地の契約解除計画を策定し、契約解除、施業除地、施業見送り等の取扱区分に応じて取り扱うことで、事業経費や支払利息等の軽減を図ります。
- ・ 契約の解除をせざるを得ない場合には、県、市町村や森林組合等関係機関と十分な調整を行い、事業体が策定する属地森林経営計画への編入等、事後も適正な管理が継続できるようにします。

【成果】

- ・ 施業地カルテを基に契約解除候補地 75 団地を抽出し、複数の職員による現地の詳細な調査を実施した上で、平成 29 年度に 5 ケ年で 23 団地を契約解除する計画を策定しました。
- ・ 令和元年度に 4 団地、令和 2 年度に 3 団地の契約解除を行い、公庫に対し 70,813 千円の繰上償還を実施、23,683 千円の公庫支払利息を削減しました。

【課題、問題点】

- ・ 経営不適地であっても、後継者の無関心などにより所有森林の将来の管理に不安を持つ契約者からは「分収金はなくてもよい。公社に管理をお願いしておけば安心」として、契約解除に応じていただけないケースがありました。
- ・ 契約者が亡くなられていても、相続人が相続登記を行っておらず、地上権の抹消ができないため、契約解除ができないケースがありました。
- ・ 植栽木が生育不良で経営不適地とされていても、広葉樹、アカマツ等植栽木以外が成長している契約地がありました。団地内に林道があり、搬出が容易な場合などは、これら植栽木以外を利活用できる可能性があります。
- ・ 契約解除に伴う繰上償還財源の確保について検討していく必要があります。

課題の解決に向けた第 2 次プランの取組 …第 3 章Ⅲ-⑩（P36）

契約解除団地一覧

(単位: ha、千円)

年度	解除団地	市町村	解除面積	公庫償還額	県償還額	公庫繰上償還 利息軽減効果
R 元	大西	大鹿村	29.87	9,045	49,530	2,530
	黒ノ田	大鹿村	14.34	11,880	20,389	2,798
	計見山④	木島平村	2.19	2,546	1,134	879
	白鳥	栄村	18.35	18,665	15,071	5,696
	小 計		64.75	42,136	86,124	11,904
R 2	梓久保	川上村	11.18	1,938	11,086	519
	屋敷沢	伊那市長谷	84.00	9,679	143,855	2,534
	滝ノ沢②イ口	中川村	28.31	17,060	20,590	8,726
	小計		123.49	28,677	175,532	11,779
合計			188.24	70,813	261,655	23,683

(2) 事業執行方法の見直し

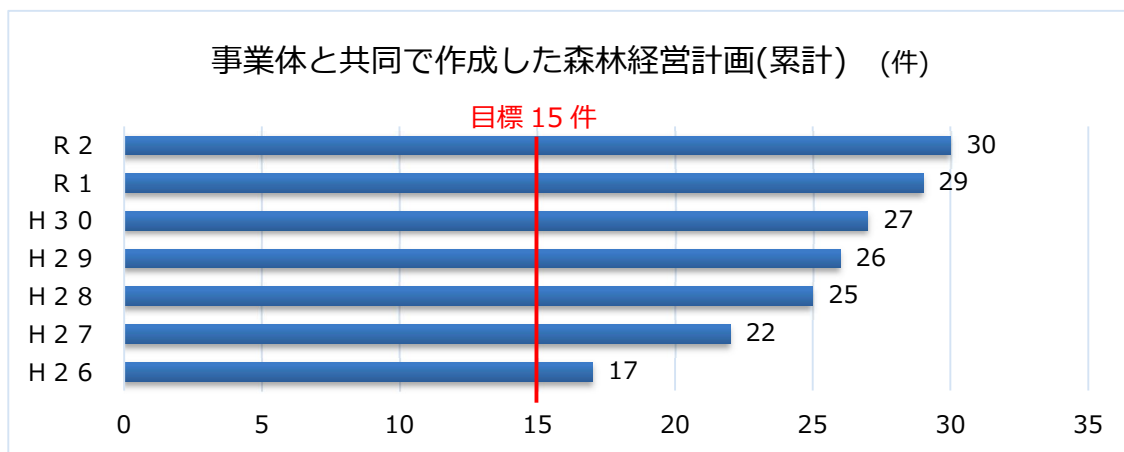
① 地域と連携した施業集約化

【計画】

- ・ 地域の林業事業体等と連携して、周囲の民有林を含めた属地的な森林経営計画を作成し、集約化を進めるとともに、相互に活用できるような効率的な路網整備を行っていきます。平成 32 年度までに 15 団地の施業集約化を図ります。

【成果】

- ・ 令和 2 年度までに、地域の事業体との共同による森林経営計画を 30 団地作成しました。
- ・ 令和元年度には、木曽地域(木祖村 塩沢団地)で地域の事業体と共同で作業道を開設しました。引き続き、地域の事業体との共同による森林経営計画を作成し、作業道開設など、連携による事業の実施を進めていきます。



② 合理的な事業計画

ア 森林整備合理化計画の広域計画への変更

【計画】

- ・ 従前、市町村単位に策定していた森林整備合理化計画を、広域計画（1団地1,000ha以上の特別計画）に変更し、日本政策金融公庫資金の有利子借入金額を減らし、支払利息の軽減を図ります。

【成果】

- ・ 平成26年に諏訪地域を除く9広域について広域計画に変更し、日本政策金融公庫資金借入の優遇措置が適用され、借入対象額の1/2が無利子化されました。

イ 競争入札の徹底

【計画】

- ・ 森林整備事業の発注では、指名競争入札を徹底することで、事業発注の効率化と低コスト化を図ります。

【成果】

- ・ 平成29年度以降、指名競争入札を実施する森林整備の事業費を引き下げ、令和2年度では50万円以上の森林整備について指名競争入札を実施しています。
- ・ 職員の低コスト化への意識の向上につながりました。

競争入札額の推移と落札率

年度	競争入札 実施額	競争入札		随意契約		落札率の 差 C=B-A	計	
		件数	落札率 (%)A	件数	落札率 (%)B		件数	落札率 (%)
H26	250万円以上	38	94.9	171	97.2	2.3	209	96.6
H27	250万円以上	11	97.3	182	97.4	0.1	193	97.4
H28	250万円以上	1	99.7	149	98.1	-1.6	150	98.1
H29	200万円以上	16	94.8	172	96.5	1.7	188	96.0
H30	150万円以上	31	97.8	125	97.3	-0.5	156	97.5
R元	100万円以上	50	98.0	111	96.6	-1.4	161	97.4
R2	50万円以上	80	95.0	75	98.7	3.7	155	96.8

③ 事務経費の削減

【計画】

- ・ 縮減可能な経費や日常の事業・管理コストを常に意識し、更なる経費の削減に努めます。将来的には事務所の移転など事務所経費について検討を行います。

【成果】

- ・ プラン期間中の事務経費は、年平均 28,755(千円)で、平成 20～25 年度実績年平均 40,560(千円)と比較して、額で 11,805(千円)、率で 29%削減しました。

【課題・問題点】

- ・ 機器の更新に伴う OA システム管理費、公用車の長期使用に伴う修繕費が増加しています。

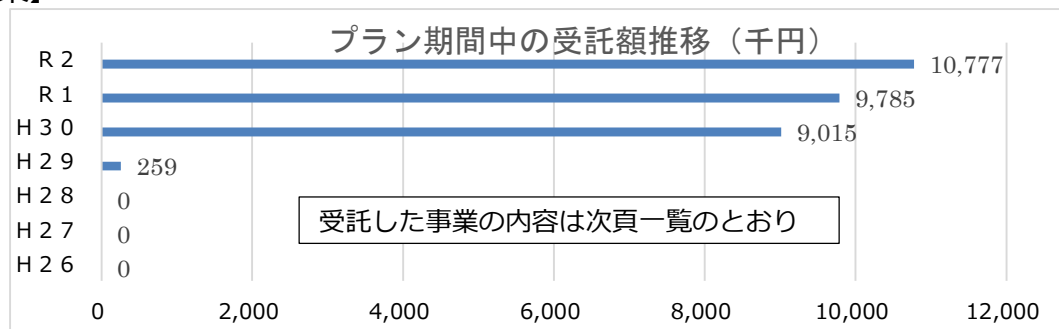
課題の解決に向けた第2次プランの取組 …第3章Ⅲ-⑫ (P36)

(3) 新たな事業展開

【計画】

- ・ 社会経済情勢の変化に積極的に対応し、経営改革に資する新たな事業を実行するため、県、市町村、契約者、森林所有者、森林組合等事業体に積極的な働きかけを行い、社営林以外の民有林において森林調査事業や森林施業管理事業を受託し、新たな収益を得られるよう取組みを進めます。

【成果】



- ・ プラン期間中、別表のとおり 10 件、29,836(千円)の事業を受託しました。
特に平成 30 年度から佐久穂町より町有林の更新一貫施業に伴う業務を受託し、以降受託額が 1,000 万円近くで推移しています。
- ・ 令和元年度からは森林経営管理制度に基づく業務など多様な受託事業を実施しています。

【課題・問題点】

- ・ 森林整備に関する受託、森林経営管理制度に基づく意向調査等の受託に向け、引き続き市町村等に積極的な働きかけをしていく必要があります。
- ・ 受託に係る業務の増加に伴い、職員の負担が増大しています。プランの目標である受託事業年間 3,000 万円実施に向けて人員の検討、測量機器等の充実、研修等による職員の技術力向上が求められます。

課題の解決に向けた第2次プランの取組 …第3章Ⅱ-⑥ (P33)、Ⅱ-⑦(P34)、Ⅱ-⑧(P35)

- ・ 受託事業以外でも、他県公社が実施しているカーボンオフセットクレジットの販売など、新たな収益を得るような取組を検討していく必要があります。

課題の解決に向けた第2次プランの取組 …第3章Ⅳ-⑬ (P37)、Ⅳ-⑭(P38)

プラン期間中の受託事業一覧

年度	事業名	委託元	金額(千円)
H29	根羽村県行標準地調査	長野県	43
	根羽村 FM 森林モニタリングプロット調査	根羽村	216
	年度計	2 件	259
H30	佐久穂町森林整備事業 更新一貫施業 設計・監理委託業務	佐久穂町	9,015
R 元	佐久穂町森林整備事業 更新一貫施業 設計・監理委託業務	佐久穂町	7,894
	台風 19 号林道災害測量補助業務	(一社)長野県林業コンサルタント協会	660
	台風 19 号災害小規模災害調査委託業務	佐久穂町	351
	森林経営管理体制支援(所有者不明森林探索マニュアル)作成業務	長野県(森林経営管理支援センター)	880
	年度計	4 件	9,785
R2	佐久穂町森林整備事業 更新一貫施業 設計・監理委託業務	佐久穂町	9,240
	森林環境譲与税活用事業 森林経営管理意向調査業務委託	立科町	690
	ドローン等を活用した造林補助事業事前調査マニュアル作成業務委託	長野県	847
	年度計	3 件	10,777
計		10 件	29,836



森林整備事業に関する調査業務



台風 19 号小規模災害調査委託業務



所有者不明森林探索マニュアル作成業務



台風 19 号林道災害測量補助業務委託

(4) 長伐期化及び分収割合の見直しの推進

ア 長伐期化（契約期間延長）

【計画】

- ・ 従前から、良質な木材と材積量の増大に向けた長伐期化を進めているところですが、本プランの期間中に、変更を要する契約全ての期間延長を目指し、採算性の向上を図ります。

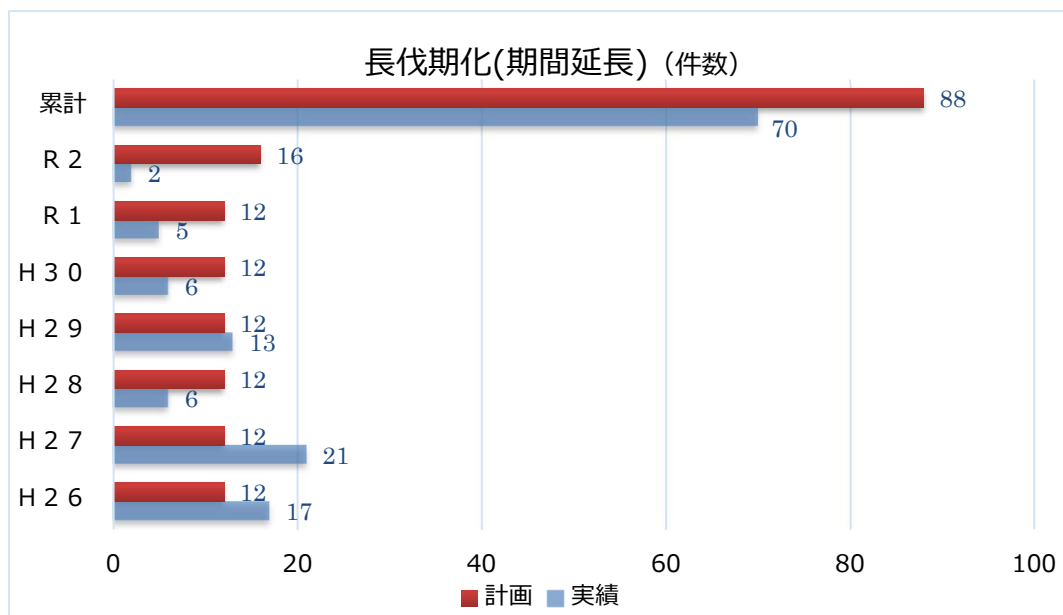
【成果】

- ・ 平成 26 年度から令和 2 年度の達成率：79.5%（実績 70 件/計画 88 件）
- ・ 令和 2 年度末の全体進捗率：98.5%（実績 1,173 件/全体 1,191 件）

【課題、問題点】

- ・ 長伐期化ができていない残り 18 件の契約は、多くが相続関係人が不明など、課題を抱えた契約地です。
- ・ 弁護士相談など行いながら、粘り強く交渉を進めていく必要があります。

課題の解決に向けた第 2 次プランの取組 …第 3 章Ⅲ-⑨（P35）



イ 分収割合の見直し

【計画】

- ・ 平成 20 年度からは、累積債務の軽減に向け、市町村はじめ公的な森林所有者を中心に、造林契約の分収割合の変更（公社 70：土地所有者 30）に取り組んできたところです。今後は対象を広げ、将来的にはすべての契約について、分収割合を変更することを目指して取り組んでいきます。

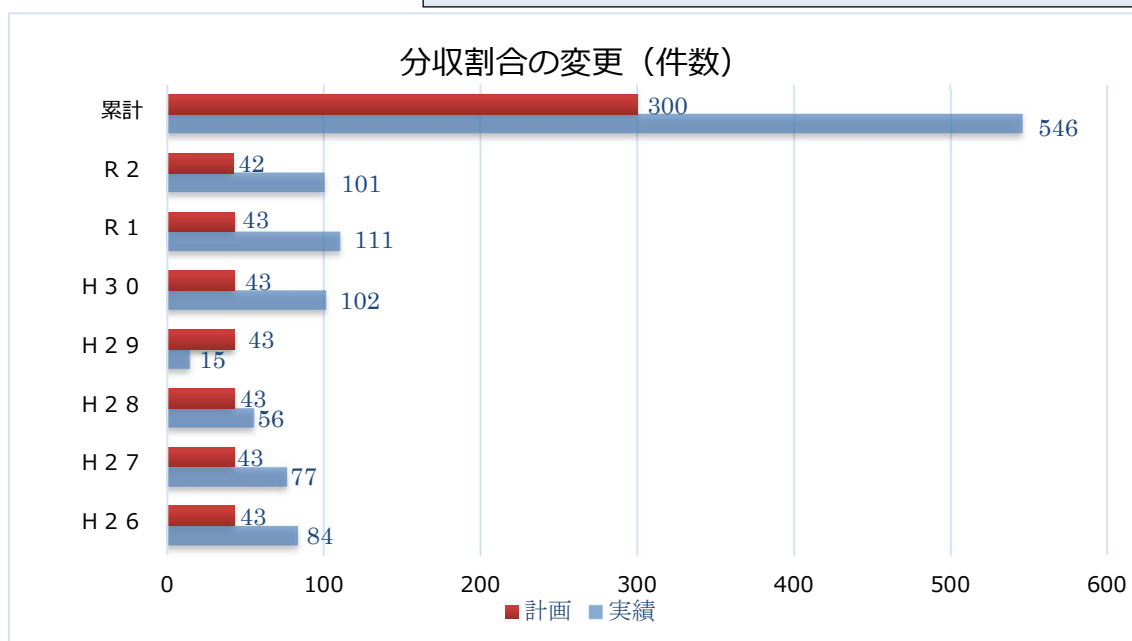
【成果】

- ・ 森林組合等にご協力いただき契約者に関する情報を得ながら、契約相手方に対しては丁寧な説明に努め、十分な御理解をいただきながら交渉をすすめた結果、目標を大きく上回る契約変更を達成しました。
- ・ 平成 26 年度～令和 2 年度達成率：182.0%（実績 546 件/計画 300 件）
- ・ 令和 2 年度末全体進捗率：70.8%（実績 741 件/全体 1,047 件）

【課題、問題点】

- ・ 主伐期の到来に向け引き続き積極的に取り組む必要があります。
- ・ 同意いただけない所有者に対する対応を検討していく必要があります。

課題の解決に向けた第 2 次プランの取組 …第 3 章Ⅲ-⑩（P36）



(5) 森林整備・路網整備の実施

【計画】

- ・ 社営林の適正な管理・育成を図るため、森林整備を着実に実施するとともに、将来の伐採を見据えて、路網整備を推進します。
- 特に、路網整備にあたっては、事業体等と調整し、コストの低減と有利な補助施策の導入等に努めます。

ア 森林整備

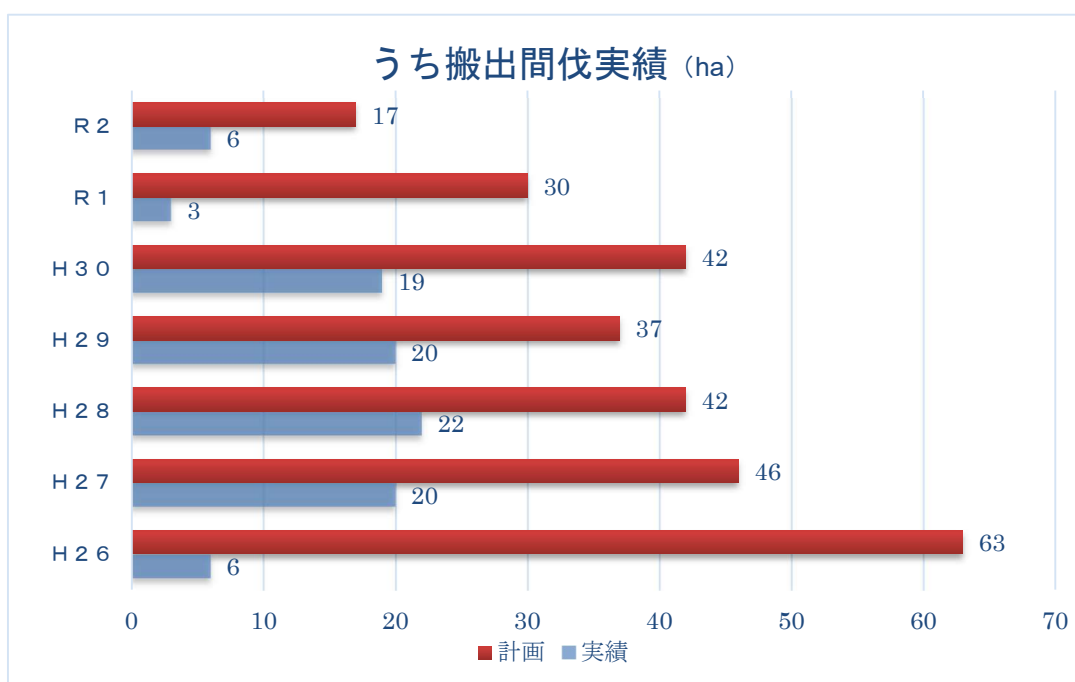
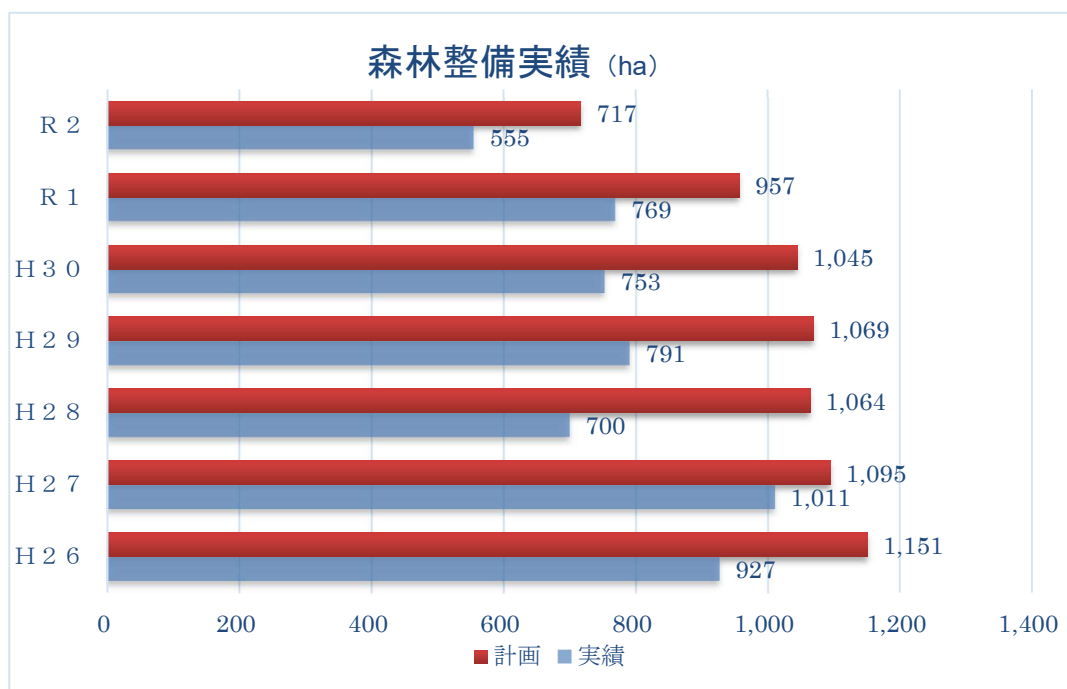
【成果】

- ・ 平成 26 年度から令和 2 年度の達成率：77.6%（実績 5,506ha/7,098ha）
- ・ うち搬出間伐達成率：34.7%（実績 96 ha/計画 277ha）

【課題、問題点】

- ・ 補助金の充当率が事業予定量に達せず、計画どおりの事業量確保が難しくなっています。
- ・ 搬出間伐については、木材価格の低迷で採算が悪化していることから、搬出方法を精査し、赤字にならないよう、収益があがる団地に限り実施しています。

課題の解決に向けた第2次プランの取組 …第3章I-② (P29～30)



イ 路網整備

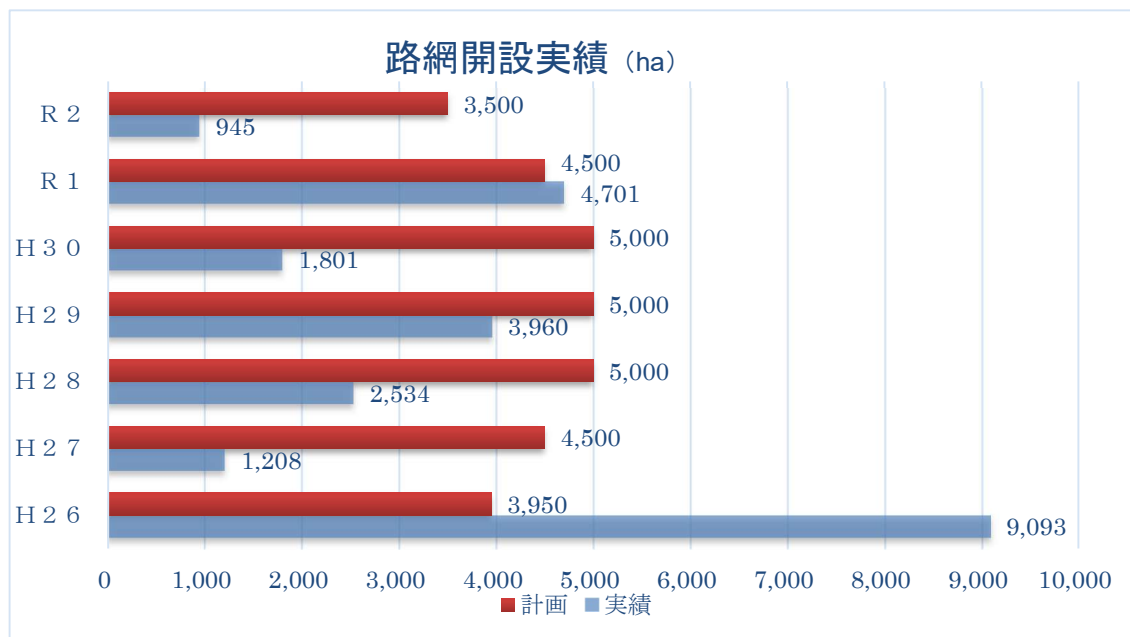
【成果】

- ・ 平成 26 年度から令和 2 年度の達成率：77.1%（実績 24,242 m/計画 31,450m）

【課題・問題点】

- ・ 平成 26 年度に有利な補助事業が終了したため、年間の開設量が減少しています。
- ・ 木材価格の低迷等により搬出間伐の採算性が悪化し、収益のあがる団地に絞って実施したことから、搬出に係る作業道開設も減少しています。

課題の解決に向けた第 2 次プランの取組 …第 3 章 I -③（P30～31）



Ⅲ 第1次プランの成果総括

(1) プラン項目別の評価

◎計画を超えて達成 ○ほぼ計画通り達成 △実施するも計画目標に到達せず

	項 目	計 画	実 績	評価
組 織 の 改 革	プロパー職員採用	6名採用	6名採用	○
	県派遣職員削減	4名削減	4名削減	○
	若手職員の育成	積極的な研修受講	業務に必要な研修を受講	○
	職員給与の見直し	H26 職員給与を見直し	H27～新たな「職員給与規程」により運用中	○
社 営 林 の 管 理 方 針 の 見 直 し	施業地カルテの作成	H26～H28 契約地毎に作成	H29 までに 976 団地の施業地カルテを作成	○
	森林 GIS の導入	データの一元管理による事務の合理化、効率化	H26 にシステム導入し、経営計画等に活用	○
	長期収支予測	カルテに基づき作成	H29 に作成	○
	経営不適地の取扱い	H28 に解除計画策定、計画的に解除実施	23 団地の計画のうち、7 団地解約済	○
事 業 執 行 方 法 の 見 直 し	地域と連携した施業集約化	期間中、共同による森林経営計画 15 団地	30 団地の森林経営計画を共同で作成	◎
	森林整備合理化計画の広域化	H28 までに 10 広域計画に変更	H26 までに変更済	○
	競争入札の徹底	競争入札を徹底	R2 には 50 万円以上の事業で競争入札を実施	○
	事務経費の削減	管理経費等の削減	期間前と比較し 29%削減	◎
新 た な 事 業 展 開	森林調査事業の受託	新たな事業受託で収益を得る 目標額 3,000 万円	H30～R2 1,000 万円程度	△
	短期保育管理事業の受託	主伐後の保育管理事業を受託	主伐実績なし	—
	森林管理事業の受託	社営林以外の森林経営管理事業の受託	R1: 1 件、R2: 1 件受託	△
そ の 他 の 改 革	長伐期化	88 件の変更契約を完了	70 件の変更契約を完了	△
	分収割合の見直し	300 件の変更契約を完了	546 件の変更契約を完了	◎
	森林整備の実施	間伐 7,098ha、うち搬出間伐 277ha	間伐 5,506ha、うち搬出間伐 96ha	△
	路網整備の実施	路網整備 31,450m	路網整備 24,242m	△

(2) 第1次プランでの削減効果

プラン項目	R58 満了時 削減見込額	H26～R2 削減実績額
組織の改革 若手職員の採用・育成	12.8 億円	81,992 千円
経営不適地の契約解除の推進	1.1 億円	23,683 千円
森林整備合理化計画変更による 融資制度の見直し	0.8 億円	1,321 千円
削減額 計	14.7 億円	106,996 千円

(3) 順調および概ね順調な項目

分収割合の変更や地域と連携した施業の集約化については、順調でした。

また、組織の改革や事務経費の削減等も概ね計画通りに遂行できましたが、一部で課題がみられる項目もありました。

(4) 取組不足な項目と課題

ア 組織に関すること

熟年プロパー職員が退職し現場状況を熟知した職員が少ない現状では、必要な知識や技術を早急に若手職員に吸収させる必要があります。

また、新たな事業の受託に伴い、業務量が増大しており、職員の技術力を高めていくことが急務となっています。

課題の解決に向けた第2次プランの取組 …第3章Ⅱ-⑦ (P34)

イ 事業に関すること

主伐を見据え、森林資産の価値を上昇させる努力を継続していくことが重要です。そのため、社営林の施業実施にあたっては、より多くの収入を得るため、効率的に事業を進めていく必要があります。

また、搬出に欠かせない路網整備も費用対効果を意識し、計画的に整備を進めていく必要があります。

① 事業の計画的な実施

森林整備や路網整備については、必要な箇所の厳選や、主伐を見据えた将来の収入源となる社営林の材積を確保するため、計画的に事業を実施していく必要があります。

課題の解決に向けた第2次プランの取組 …第3章Ⅰ-② (P29～30)、Ⅰ-③(P30～31)

② 契約解除の円滑な推進

経営不適地の抽出により選定した候補地の契約解除をすることで公庫への返済利息等を削減することができますが、搬出が容易な団地では、生育不良林分の有効活用を図るなど、対象地を見直す必要があります。

課題の解決に向けた第2次プランの取組 …第3章Ⅲ-⑪ (P36)

③ 収入の増大に向けた取組の推進

新たな事業を受託することで収益を得ることが求められる中、市町村有林等の主伐における調査、測量等の業務は将来の社営林主伐に対するノウハウを蓄積することにもつながり、今後も積極的に営業活動を行っていく必要があります。

森林経営管理制度に基づき、市町村が執行する意向調査や集積計画等に関する業務委託についても引き続き受託を目指していく必要があります。

しかしながら、多岐に渡る事業の受託、および受託額の増加に伴い、職員の負担も増加しており、今後も受託量が増えた場合は人員の見直し等を検討していく必要があります。

課題の解決に向けた第2次プランの取組 …第3章Ⅱ-⑥ (P33~34)、Ⅱ-⑧(P35)

ウ 財務・公社運営に関すること

企業的感覚を持った経営改革を進めるため、長伐期化・分収割合の見直し等の取組を一層進めるとともに、日々の事業や管理のコストを常に意識しながら、更なる経費の削減に努める必要があります。

① 長伐期化の推進・分収割合の見直し

長伐期化の推進・分収割合の見直しは、累積債務の軽減を図る上で極めて重要であり、将来の主伐期に向けて早期に契約変更を進める必要があります。

⇒ 今後、契約変更未了分が多い地域に重点を置き、県や森林組合等の協力を得ながら土地所有者に丁寧な説明に努め、積極的に取り組む必要があります。

⇒ 土地所有者の同意が得られない場合には、「県によるあっせん」などさまざまな方法で解決を図る必要があります。

課題の解決に向けた第2次プランの取組 …第3章Ⅲ-⑨ (P35)、Ⅲ-⑩(P36)

② 主伐を見据えた公社運営

公社の運営に当たっては、主伐期が近づいていることを常に意識し、組織体制、事業計画、収支見通し等について、課題を把握し、適切に対処していくことが必要となります。

課題の解決に向けた第2次プランの取組 …第3章Ⅰ-④ (P31~32)